

# フォークリフト運転技能講習等資格取得に係る助成制度実施要綱

令和7年4月1日制定

令和7年7月15日一部改訂

一般社団法人埼玉県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)が行うフォークリフト運転技能講習資格取得等に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定 義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) フォークリフト運転技能講習修了とは、最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転業務(労働安全衛生法(抄)第61条)を行う際に必要な資格をいう。
- (2) フォークリフト従事者教育とは、労働安全衛生法第60条の2第2項で定める安全又は衛生に関する教育として行うフォークリフト運転業務に従事する者に対し行うものをいう。
- (3) はい作業主任者技能講習修了とは、倉庫・上屋、又は土場に荷を床面から2m以上の高さに積み上げ、又は積み上げられた荷を移動するためにくずしたりする作業に必要な資格をいう。

## (助成対象)

第3条 会員事業者(以下「会員」という。)である埼玉県内の事業所の従業員が、前条に掲げる技能講習等に要した費用の一定額について助成を行うものとする。但し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部での講習修了に限る。

2. 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者に限る。

## (助成の交付額)

第4条 1会計年度の助成総額は予算の範囲とし、1会員における助成額は、10万円を上限とする。

2. 1名あたりの助成金額は、技能講習等の種類等により次に定める。

|               |       |          |
|---------------|-------|----------|
| フォークリフト運転技能講習 | 1名あたり | 20,000 円 |
| フォークリフト従事者教育  | 1名あたり | 2,000 円  |
| はい作業主任者技能講習   | 1名あたり | 3,000 円  |

(助成制度事前申請期間、助成対象期間)

第5条 助成対象期間は令和7年3月1日から令和8年2月28日までに、技能講習等に係る費用の支払いが終了するものでなければならない。但し、期間内であっても令和7年度の助成金額(予算額)を超えた場合は、その時点で終了する。

(助成金申請及び承認、並びに請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、次に定めるものとする。なお、期間内であっても令和7年度の助成金額(予算額)を超えた場合は、その時点で終了する。

- 1 フォークリフト運転技能講習等の助成金を受ける場合は、事前申請書類(様式1～)を予め提出するものとする。
- 2 フォークリフト運転技能講習等の講習修了及び支払完了後は、申請書兼実績報告書(様式2～)を令和8年3月6日までに提出するものとする。  
なお、様式1が提出された場合には、協会は内容を審査し、妥当と認められる場合には、当該会員に仮決定を行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、会員から前条の報告書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、助成金を交付するものとする。

(取下げ)

第8条 会員は、提出した事前申請について取下げがあった場合には、様式3を提出するものとする。

(報告)

第9条 協会は、この要綱に定める助成制度に関して、会員に必要な報告を求めることができる。

(その他の必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会がこれを定める。

(書類の追加提出)

第11条 協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

(附 則)

本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附 則)

本要綱は、令和7年7月15日より実施する。

フォークリフト運転技能講習等資格取得に係る  
助成事業交付要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

| 新                                                                                                                                                                           | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(助成対象)</p> <p>第3条 会員事業者(以下「会員」という。)である埼玉県内の事業所の従業員が、前条に掲げる技能講習等に要した費用の一定額について助成を行うものとする。<u>但し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部での講習修了に限る。</u></p> <p>2. 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者に限る。</p> | <p>(助成対象)</p> <p>第3条 会員事業者(以下「会員」という。)である埼玉県内の事業所の従業員が、前条に掲げる技能講習等に要した費用の一定額について助成を行うものとする。</p> <p><u>但し、陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部での取得に限ること、並びに一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者を助成対象とする。</u></p> <p>2. 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者に限る。</p> |